2013.5.29

出版関連小委員会資料

出版者への権利付与の必要性等に関する補足説明資料

一般社団法人 日本書籍出版協会

1. 現行法制度では対応できないことの理由

(1)海賊版等の違法流通の激増とそれへの対処の緊急性

氾濫するインターネット上の海賊版等の違法流通に対して、法的な対応を制度上予定されているのは著作権者のみである。しかし現在の海賊版等の違法流通の状況は、著作権者本人が対応するには、物理的にもコスト的にも、もはや不可能な状態にある。

しかも、この違法流通に対処する必要性は著作権者と出版者が共有するものであり、かつその緊急性に異論はないことと思われる。また、インターネットにおける侵害に対して損害を最小限度にとどめるためには、発見から削除までのスピードがほぼ全てと言える。違法なファイルがインターネット上に留まる時間に比例してそのダウンロードや複製は爆発的に広がるためである。そのためにも、出版者に、削除要請に加えて差止請求等の即効的な法的措置をとることが可能な権限を認めるための制度を早急に整備する必要がある。

(2) 立法化は著作物の流通促進に資する

海賊版対策を出版者が主体的に行えるようになることで違法流通が減り、その結果、市場が創出され、電子書籍ビジネスにおいて著作権者への適法な還元を約束する正規版コンテンツが参入できる経済的素地が用意される。これまで、著作者と一体となって書籍ビジネスを発展させてきた出版者がビジネスを推進する主体となるならば、正規版流通をおおいに促進することができると考える。

2. 出版界が、中山提言を基にした検討に賛同する理由

(1) 立法化の緊急性

出版界はこれまで、出版者に対する著作隣接権付与を強く主張してきた。しかし、出版行為によって発生する固有の権利創設については様々な議論があり、利用者はもとより著作者の一部にも異論があること、またその権利の運用には事前に解決しなければならない問題が種々あること等は現実の問題として受け止めざるを得ない状況にある。そのような状況のなかで、出版関連小委員会においては出版権の再構成・電子出版物への

拡大、あるいは電子出版権の創設等が提案され、これらが現実となれば、出版物の電子 にここことでは全部信にかかるいくつかの問題は部分的に解決できるのではないかと考える。

出版物の電子化とそれによって引き起こされる様々な問題は一朝一夕には解決しないが、出版権の再構成・電子への拡大、ならびにそれに関連する権利の運用が確実に行われることになれば一定の前進であり、出版者としては当面この検討を前進させたい。

出版界としては従来著作隣接権の創設を大きな目標として掲げてきたところであるが、 今回検討が始まった出版権の再構成・電子への拡大によって出版者が権利者として権利 侵害に対抗し、問題を解決する可能性がある以上、そこに今回の目標を定めたい。

(2) 中山提言を基にした検討を支持する理由

①紙と電子を一体として考える必要性

出版権は、一つの作品に着目して、その作品の出版利用について、著作権者が一つの出版者に長期的かつ独占的に、その運用を委ねる制度である。かかる現行著作権法での出版権を、電子書籍市場が立ち上がった現状に照らして、出版権の見直しを提起しているのが中山提言である。

それは電子出版も出版であるという見地から、あらためて著作権者と出版者の関係を考え直そうというものである。印刷媒体の出版権と独立した「電子出版権」では、紙の本へのフリーライドの懸念は残されたままである。およそ紙の出版物の完成された版面にそれを電子出版する出版権の設定が及ばないかぎり、無断でのデジタル複製に対処することは不可能である。現実に、第1回小委員会でも発言があったように、一例として示すと、講談社における 2013 年 3 月新刊のうち、紙と電子の同時刊行は65%、電子も追って刊行予定のものを含めると88%に上っている。

同提言では、あくまで両者の契約をベースに、出版権を電子にまで拡大し、出版者の立場の明確化を図る一方で、契約上の特約によって著作権者の意向を十全に反映させつつ著作権者の権利も保護されるように提案している。

②特定の版に対する出版権の必要性

出版権制度は、一つの作品(著作物)に着目する制度である以上、その作品だけで 一つの出版物となっている、文芸単行本やコミックスなどがその主要な対象となる。

論理的には雑誌等についても、現行の出版権の設定を行うことは可能と考えられるが、実際には行われている例は皆無で、また現実的にも雑誌に参加するすべての権利者とこのような契約が結べるとは思われない。また著者名が表示される主たる著作物以外に、本に収録される図版・写真等の著作物(付随著作物)について①出版権を設定することも同様に考えられない。

一方、横行するインターネット侵害、特に日本国内外にアップロードされるコミックの雑誌からのスキャン行為は、ほぼ 100%日本国内で行なわれる。しかし、これら

の行為が電子に拡大された出版権の侵害となるのは、サーバ (その大半が海外) にアップロードされた時点である。不正な目的であっても、日本国内でスキャンする行為 について、直ちにその出版権の侵害を問うことは、まず不可能である。まして、この 対策を著作権者個々人が行なうことは難しい。

雑誌掲載時においては、少なくとも雑誌の誌面に限定した出版権を設定することが可能になれば、雑誌のスキャン画面による侵害について出版者が主体的に対応しうることになる。これは、本に収録される図版・写真等の著作物(付随著作物)についても同様に考えうる。これに対して、中山提言③の特定の版に対する出版権は、具体的な一つの出版物に着目して、その出版物の利用を当該出版物の出版者に委ねる制度である。判型等が異なれば、当然別個の③出版権が発生する。

現行の権利処理システムへの影響を懸念する意見があるが、これについては運用によって十分対処することが可能であると考える。著作権者に著作物の複写利用に関する権利処理を担わせることは、創作への悪影響が著しいので、伝達者としての責任において処理すべき問題であるが、それは従来著作権者に支払われていた複写使用料の支払いルートや額に影響を与えるものでは全くない。

③サブライセンス設定の必要性

中山提言では、②で再許諾権を規定している。現行の出版権では第80条3項において、「出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。」と定めている。これは、出版を自ら行うことを引き受けた者に出版権を設定する趣旨であると説明されている(加戸・逐条講義)。電子出版においても、基本的に出版者は著作権者との契約に基づいて、自ら出版を行うために出版権の設定を受ける。しかし、電子出版においては現実に配信を行うのは、プロバイダや電子書店であり、出版者自らが配信を行うとは限らない。このために、電子書籍に関しては、流通を円滑に行うために、配信業者が送信可能化権を行使できるための再許諾権が必要となる。

④著作者と出版者間の契約慣行の明確化が必要

出版権は、著作者と出版者の間の出版権設定契約に基づくものであり、この契約が適切に締結されなければ、実効ある制度になることができない。このため、中山提言のような法改正が実現した場合、出版界は著作者団体との合意に基づき、適切な契約慣行の醸成を積極的に進めることを考えている。

もとより、個々の契約はそれぞれのビジネス実態を反映したものであり、一様ではないが、権利者と出版者が双方納得する形での出版権設定契約が締結され、権利侵害に対する対応や著作物の流通促進が前進するような運用の実現のため、モデル契約書や契約ガイドラインの策定等の必要性は、さらに高まると考えられる。

⑤登録制度の改善とナショナルアーカイブ構築への協力

中山提言における④の項目については、出版界としてもその実現に向けて積極的に協力していくことを約束したい。既に、日本書籍出版協会では、現在市場で入手できる書籍約90万点についてのデータベースを整備している。これは各出版物の書誌情報のデータベースであるが、これに出版権登録に基づく権利情報を加味することにより、著作物の流通促進のための権利処理の容易化・迅速化を実現するためのインフラとしてのデータベースの構築が可能になると考える。

3. 「訴権の付与」について

権利付与のもうひとつの類型として示されている、「訴権の付与」では、出版社がビジネスを進めていくうえで、実務上、契約交渉等において十分ではないと考える。

また、訴権の付与は出版に限る問題ではなく、更に幅広い関係者を含めた議論が必要となるため、検討にも相当の時間がかかることが予想される。しかし、急速に進展する電子媒体による著作物流通が適切な契約慣行の下で、促進されていくためには、一刻も早い対応が必要である。ついては、今回の検討においては、まずは出版に限定した形で出版権の拡大の議論を進めて頂きたい。

【付 記:出版界が著作隣接権を要望した理由】

2. で述べたような経緯があり、今回の出版関連小委員会の場においては、著作隣接権については要望しない。ただし、中山提言を基に出版権の拡大についての検討を行う前に、従来、出版界としてなぜ著作隣接権を求めていた理由について念のため整理し、今後の検討の参考に供したい。

① 海賊版対策における著作者の負担を軽減する

電子出版、電子配信に伴う様々な権利侵害問題は、侵害者に対する迅速な削除要求、また状況によっては差止請求等の法的な措置を取ることによって解決することが必要となっているが、権利者である著作者が直接対応することは様々な理由により必ずしも適切、あるいは可能ではない。そういった場合において出版者が著作者に代わり、あるいは出版者が一定の権利を得た上で権利者として侵害者に対抗できる制度が必要である。

② 著作者の権利に影響を与えない

隣接権は新たな権利の創設であり、著作権者が出版契約に際して出版者に許諾する、 出版の態様における使用許諾の在り方を基本的に変更するものではない。もとより、 隣接権は著作者が出版者に対して、出版を許諾し、実際に出版物が発行されて初めて 発生する権利であるので、そもそも、ある出版者が当該著作物の出版物について隣接権を持つことができるかどうかは、著作者の一存にかかっているといえる。また、隣接権は特定の版のみに対して生じる権利であり、出版物を直接利用しない著作物自体の利用について著作権者の持つ権利を制限するものではない。

③ 保護期間経過後の著作物等にも対応可能

一方で、隣接権は出版行為という事実行為によって生じる権利であるので、著作権者の許諾を得ずに出版することができる、保護期間経過後の著作物の出版物でも 隣接権の対象となることができる。

例えば、楽譜出版社の中には、クラシック音楽の楽譜出版が売上の4割を占めるような社もあり、このような出版物が許諾なしに自由に複製されてしまうと、そもそも楽譜出版自体が成り立たなくなるという懸念が示されている。

また出版権は、相当長期間にわたって継続出版される書籍を前提にした制度であり、出版権者には継続出版の義務が課せられている。したがって、雑誌に対しては著作物自体の独占出版を規定する出版権制度が基本的になじまないと考えるが、隣接権であれば、雑誌に対しても一定の権利が認められる事になる。

④ 流通促進の阻害にはならない

本来、ひとつの出版物の上には、様々な著作物が掲載されており、この出版物を 一体的に利用しようとすれば、個々の著作権者の許諾を得る必要がある。しかし、 出版者は、出版物の二次利用を促進するために、個々の著作者からの許諾あるいは 委任を受けるなどして、これらの著作物に係る権利を一元化して管理することが必 要になる。隣接権が出版者に与えられた場合、出版者がこのようなワンストップショップ的な権利処理の窓口になることのインセンティブが生じると考える。

この場合、隣接権は既に存在している多くの権利にわずかひとつの権利を加えるだけである。権利処理の窓口が一本化されていれば、隣接権の付与によって権利処理が煩雑化することは考えられない(ただし、出版物を直接使用しない、著作物自体の二次利用(翻案等)については、出版契約の範囲を超える別個の問題である)。

以上

タブレードではた雑品である。それを目的であっていく昔代は古でスケイを介まれる。この様子様 restriction to the state of the second of